

令和6年

第6回 南魚沼市農業委員会総会会議録

日 時 令和6年6月24日 午前9時00分～
場 所 南魚沼市役所大和庁舎（旧議場）
招集者 南魚沼市農業委員会長 並木 孝夫

- 日程 1 会期の決定について
- 日程 2 会議録署名委員の指名について(5番関 昭夫委員、6番上村 哲委員)
- 日程 3 諸般の報告 : 別紙のとおり
- 日程 4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について
- 日程 5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程 6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程 7 第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程 8 第4号議案 農用地利用集積計画(案)について
- 日程 9 第5号議案 令和5年度最適化活動の点検・評価結果等について
- 日程 10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について
- 日程 11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について
- 日程 12 その他

- 令和6年24日(月)～25日(火)
 - ・地域計画策定に係る説明会
 - 【市内2地区】 <各地区委員、事務局、農林課>

- 令和6年6月25日(火) 10:40～
 - ・食育出前授業
 - 【後山小学校】 <藪神・浦佐地区委員、事務局>

- 令和6年6月25日(火) 13:30～
 - ・新潟県農業会議第136回通常総会
 - 【新潟市 新潟東映ホテル】 <会長>

- 令和6年6月25日(火) 15:00～
 - ・市町村農業委員会会長会議
 - 【新潟市 新潟東映ホテル】 <会長>

- 令和6年6月28日(金) 10:00～
 - ・南魚沼市農業再生協議会通常総会
 - 【浦佐 JAみなみ魚沼 大和営農センター】 <会長>

- 令和6年7月4日(木) 15:30～
 - ・令和6年度農業委員会中越協議会総会
 - 【十日町市 ラポート六日町】 <会長、事務局長>

- 令和6年7月16日(火) 10:30～
 - ・第100回常設審議委員会
 - 【新潟市 JA新潟ビル】 <会長>

- 令和6年7月25日(木) 14:00～
 - ・第7回農業委員会総会
 - 【大和庁舎 旧議場】 <全員>

- 令和6年7月25日(木) 18:00～
 - ・農業委員会暑気払い
 - 【浦佐 たもん荘】 <全員>

出席委員は次のとおりである。

1 番	青木 日出男	3 番	樋口 隆
4 番	小幡 武重	5 番	関 昭夫
		6 番	上村 哲
		8 番	中俣 渉
10 番	西野 徳光	9 番	佐々木 大輔
11 番		12 番	荒川 敦
13 番	篠田 猛	14 番	片桐 京
		15 番	山崎 輝代
		17 番	大平 泰弘
		18 番	原澤 眞
19 番	並木 孝夫		
推 1 番	桑原 宏太	推 2 番	松田 伸児
推 3 番		推 3 番	飯酒盃 大祐
推 4 番	山田 利広	推 5 番	笛木 正計
推 6 番		推 6 番	関 佐智
推 7 番	小林 久雄	推 8 番	星野 覚雄
推 9 番		推 9 番	阿部 勉
推 10 番	山岸 健一	推 11 番	宮崎 実
推 12 番		推 12 番	林 幸次
推 13 番	小杉 進	推 14 番	片桐 健二
推 15 番		推 15 番	関 晃
推 16 番	島田 徳敏	推 17 番	長谷川 政一
推 18 番		推 18 番	勝又 信行
推 19 番	志太 要一	推 20 番	櫻井 隆
推 21 番		推 21 番	高村 英男
推 22 番	井口 博	推 23 番	水澤 利徳
		推 24 番	牛木 友哉

欠席委員は 3 名である。

2 番	田邊 浩	7 番	小林 憲一	16 番	高橋 宏
-----	------	-----	-------	------	------

遅刻委員はなしである。

早退委員はなしである。

傍聴者はなしである。

事務局員は次のとおりである。

農業委員会事務局長	関井 雅弘	農地係係長	一之谷浩太郎
農地係主事	宮下 悠紀	農地係主事	田村 萌
農林課主任	永山 豊樹	農林課主事	金井 徹

(会長、議長席に着く)

(9時00分開会)

議長 それでは、令和6年第6回南魚沼市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、農業委員が16名、推進委員が24名で合計40名の出席となり、総会は成立します。

日程1 会期の決定について

議長 日程1 会期の決定については本日一日限りにしたいと思いますがご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、会期は本日一日といたします。

日程2 会議録署名委員の指名について

議長 日程2 会議録署名委員の指名については議長に一任いただけますでしょうか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、5番関昭夫委員、6番上村哲委員にお願いいたします。

日程3 諸般の報告

議長 日程3 諸般の報告について、別紙のとおりですが皆様方から何かありますでしょうか。

無いようでしたら、私の方から3点お願いいたします。

1点目です。5月29日から30日にかけての全国農業委員会会長大会並びに新潟県農業委員会会長東京集会有り、その後、県選出国會議員と農政懇談会を行いました。

これにつきましては、全員で14名のところ、12名の国会

議員の方から出席頂きまして、意見交換をさせていただきます。

2点目です。6月17日に開催された第99回常設審議委員会の中での石山会長からの報告を皆様方にお伝えします。皆様方からご協力いただきました能登半島地震の義援金につきまして集計しましたところ、全国の農業委員会から3,600万円が集まったそうです。

新潟県はそのうち33万円の義援金の配分を受け、石山会長が知事にお渡しをしたということでございます。ちなみに福井県はさらに少ない8万円だったとのことで、やはり一番被害の大きかった石川県、富山県のほうにあとは寄附させていただいたという形になります。

3点目です。6月21日に湯沢町で農業・農政事業推進地区懇談会が開催されました。これには私と会長職務代理、それから局長と3人で出させていただきますまして、湯沢町、南魚沼市、魚沼市、小千谷市、十日町市、津南町の各農業委員会、それから、農業会議のほうから石山会長と事務局次長が出席して、合計22名での意見交換をさせていただきました。

基本的には今皆さん方からやっていただいている地域計画についての進行状況や、目標地図作成後における転用の関係などの対応をどうするのかといったところについて有意義に意見交換をさせていただきましたが、その中で、農業会議のほうから、中間管理機構を利用するにあたって皆さん方が一番心配されている手数料の関係であるとか、それから現物対応の関係であるという部分についてまだ明確に示されていない部分があるのですが、その点につきましては、明日の新潟での農業委員会会長大会の中で報告があるという話が農業会議のほうからありましたので、その点について分かったことがあれば、また皆様方に報告させていただきます。

他にございますでしょうか。無いようでしたら、諸般の報告を終了させていただきます。

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告について

議長

日程4 第1号報告 農地法の規定に基づく届出の報告

一之谷係長

についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第1号報告朗読)

(1) 農地転用事実確認書の交付について

3ページをご覧ください。前回総会以降10件の事実確認書を交付しています。いずれも転用目的どおり完成しています。

(2) 農地法第18条第6項の賃貸借の解約通知について
6ページをご覧ください。こちらは19件です。

1番、借受人の都合による解約です。

2番、借受人の都合による解約です。

3番、転用申請のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

4番、転用申請のための解約で、後ほど5条申請があがってきます。

5番、所有者の都合による解約で、後ほど5条申請があがってきます。

6番、借受人の都合による解約です。

7番、借受人の都合による解約です。

8番、9番、10番は関連案件です。耕作者が同じ方でして、契約内容を見直すために解約し、再度利用権の設定をするものです。

11番、12番、13番は関連案件で、売買のための解約です。後ほどあつせん売買があがってきます。

14番、第三者との貸借契約のための解約です。

15番、契約内容見直しのための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

16番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

17番、第三者との貸借契約のための解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

18番、借受人の都合による解約で、後ほど利用権の設定があがってきます。

19番、売買のための解約です。

(3) 農地法の適用を受けない事実確認について

11 ページをご覧ください。こちらは3件です。

1番、2番は関連案件です。

1番、大月の登記畑、現況山林の7筆です。こちらは過去に農地法上の農地から外れている土地ということで、非農地申請があったものであります。

2番、大月の登記畑、現況山林の4筆になります。こちらが山間部にある農地で、耕作条件が悪いため耕作放棄地化して非農地化したというものであります。農地でなくなった年月日につきましては、不詳ということであります。

資料につきましては1～2ページをご覧ください。いずれも5月15日に片桐委員より現地を確認していただいております。

3番、今町新田の登記田、現況雑種地1筆です。

こちらの農地は農地法施行以前より現況が農地でなくなっている土地です。農地でなくなったのは大正15年頃ということですが、具体的には不明とのこと。資料につきましては、3～4ページをご覧ください。現地につきましては、5月29日に小杉委員より現地を確認していただいております。

第1号報告については以上です。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、第1号報告を終了させていただきます。

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

議長

日程5 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

(第1号議案朗読)

13 ページをご覧ください。今月の申請は9件です。

79番、東泉田の畑の1筆、137 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり12,263円です。譲受人の経営面積は無いのですが、ご家族とともに農作業に従事して畑として一般野菜を作付するということで、営農計画書を提出しております。

このことから、必要な農作業に常時従事するということが認められますので、農地の効率的な利用が見込まれるものとして許可相当であると考えております。

また、対価のほうが高くなっておりますが、こちら両者合意の上での価格ということであります。

80番、長崎の畑1筆、1,170 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり128円です。

譲受人は認定農業者であり、経営農地につきましては全て耕作されておりますし、機械の所有状況、それから、農業経験から、農地の効率的な利用が見込まれるということで、許可相当であると考えております。

81番、五郎丸の田1筆、902 m²、売買による所有権移転で、対価はm²あたり665円です。

譲受人の経営面積が少ないですが、農業の経験日数や従事状況、それから提出された営農計画書の管理や作付の計画等から農地の効率的な利用が見込まれるということで、許可相当であると考えております。

82番、大崎の田畑2筆、1,310 m²、贈与による所有権移転です。譲受人には経営面積が無いのですが、家族とともに農作業に従事し、畑として一般野菜を作付するということで、営農計画書を提出しております。

必要な農作業に常時従事されることから、農地の効率的な利用が見込まれますので、許可相当であると考えております。

83番、四十日の畑1筆、358 m²、贈与による所有権移転です。譲受人の自宅に隣接する農地を取得するという申請です。譲受人には経営面積が無いのですが、家族と一緒に農作業に従事して畑として野菜を作付するということで、営農計

画書の提出を受けております。

必要な農作業に常時従事するということから、農地の効率的な利用が見込まれるということで、許可相当であると考えております。

84番、石打の田1筆、929㎡、贈与による所有権移転です。こちらは財産処分の意向があるということで、借り受けて耕作されていた方が取得をされるということでもあります。

譲受人の方の経営面積は少ないですが、農地は全て耕作されており、農業経験もあるということで、提出された営農計画書の管理や作付等の計画から農地を効率的に利用することが見込まれますので、許可相当であると考えております。

85番、大桑原の田1筆、504㎡です。使用貸借権の設定で、期間は令和6年6月27日から令和10年5月31日までの4年間です。こちらの農地は今まで中間管理機構を通して貸し付けられておりましたが、6月26日に契約期間が終了した後、当初の借受人が契約を更新しないということで、農業者年金受給者である譲渡人が後継者である譲受人に貸し付けるというものであります。

譲受人の農作業歴、それから農業の従事状況から見て許可相当であると考えております。

86番、芹田の田2筆、6,244㎡です。使用貸借権の設定で、期間は令和6年6月25日から令和11年6月24日までの5年間です。こちらの農地はもともと砂利採取のための一時転用がされていた土地でしたが、一時転用の完了により農地が所有者に返還されております。所有者である譲渡人は農業者年金受給者であるため、当初の借受人であった譲受人に貸し付けたいということで申請をあげるものです。

譲受人の農作業歴や機械の所有状況、従事状況から見て許可相当であると考えております。

87番、田崎の田2筆、5,778㎡です。使用貸借権の設定で、期間は令和6年7月1日から令和16年11月30日までの10年間です。こちらは砂利採取のための一時転用が完了したことで返還された農地について、年金受給のために後継者である譲受人へ貸し付けるというものです。

譲受人の農作業歴や機械の所有状況、農業の従事状況から見て許可相当であると考えております。

議 長

第1号議案については以上です。

関係委員がいらっしゃいます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10番西野委員退席)

13ページ 83番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。13ページ83番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、83番案件は原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について、質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認さ

れた案件を除く他の案件については原案のとおり承認する
にご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第1号議案は原案のとおり承認されまし
た。

**日程6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申
請について**

議 長

日程6 第2号議案 農地法第4条の規定による許可申
請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。
宮下主事。

宮下主事

(第2号議案朗読)

16ページになります。今月の申請は2件です。

10番、山谷の畑1筆293㎡、転用目的は宅地の拡張及び農
作業所建築のためです。資料については5～7ページをご覧
ください。資料の中にある申請地が別の方の名前となってお
りますが、こちらは相続前の所有者の名前です。

内容ですが、既存住宅への通路のため、宅地の拡張及び農
作業所を建築したいということになります。また、このたび、
今年3月に亡くなった父の相続登記のために敷地の調査を
したところ、無断転用が判明したということで始末書を提出
してもらってあります。

こちらの農地については1種、3種農地以外で、生産性の
低い第2種農地ではありますが、集落に接続した農地を農家住
宅の宅地拡張及び農作業所に使用するものであり、農家住宅
適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考
えております。

11番、小杉新田の畑1筆の内185.94㎡、転用目的はカー
ポート新設のためです。資料については、8～10ページをご
覧ください。

申請の内容ですが、家族の車が増え、冬季間などのための
カーポートを新設したいということであります。

また、亡くなった父が昭和 61 年頃に車庫及び土間コンクリートを建設しましたが、このたびカーポート新設に当たり、現地調査を行ったところ、違反転用が判明したということで始末書が提出されております。

この農地については 1 種、3 種農地以外で、生産性の低い農地で第 2 種農地であります。集落に接続した農地をカーポートに使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えております。

説明のほう以上となります。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第 2 号議案農地法第 4 条の規定による許可申請については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 2 号議案は原案のとおり承認されました。

日程 7 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請について

議 長

日程 7 第 3 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。宮下主事。

宮下主事

(第 3 号議案朗読)

18 ページになります。今月の申請は 9 件です。

28番、門前の畑1筆の内215㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は駐車場建設のためです。資料については11～13ページをご覧ください。

申請の内容ですが、譲受人が申請地の道路を挟んだ向かい側の土地で食堂兼カフェを開業するにあたり、駐車場として利用したいということでもあります。

この農地については集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を駐車場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えております。

29番、茗荷沢の田3筆の内、1,994.08㎡、賃借権の設定で、転用目的は貸シイタケ栽培ハウス建設のためです。資料については14～16ページをご覧ください。

申請の内容ですが、シイタケの増産によって取引先の需要に応えるための貸栽培ハウスの建設が必要となったため、新設するものであります。

この農地については、農用地区域内にある農用地ですが、農業用施設に使用するものであり、建築物の規模から計画面積は適当であるため、許可相当であると考えております。

30番、泉の畑1筆、273㎡、売買による所有権移転で、転用目的は資材置場建設のためです。資料については、17～19ページをご覧ください。

申請の内容ですが、譲受人が隣接地を取得し養鱒業を営むに当たり、不足する資材置場として利用したいということでもあります。また、譲渡人は、申請地を隣接地と同じ雑種地と思込み、平成4年5月頃から資材置場として利用していましたが、このたび、申請地が農地であり、転用手续が必要だったということが判明したということで、始末書を提出してもらってあります。

この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ですが、集落に接続した農地を資材置場に使用するものであり、利用計画図等から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えております。

31番、寺尾の畑1筆、72㎡、売買による所有権移転で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料については20～22ペ

ージをご覧ください。

申請の内容ですが、現在の住居が家族の増加により手狭になったため、住宅を建築したいということでもあります。

この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ではありますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

32番、美佐島の登記畑、現況田の1筆、318㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は一般住宅建築のためです。資料については23～25ページをご覧ください。

申請の内容ですが、現在の住居が家族の増加により手狭になったため、住宅を建築したいということでもあります。

この農地については、集落内にある生産性の低い第2種農地ではありますが、集落に接続した農地を一般住宅に使用するものであり、一般住宅適正面積の目安以内の規模であるため、許可相当であると考えております。

33番、六日町の田1筆、888㎡、売買による所有権移転で、転用目的は宅地分譲（4区画）建設のためとなります。資料については26～28ページをご覧ください。

申請の内容ですが、譲受人が会社業務の一環として、顧客ニーズに合った宅地分譲を行いたいということでもあります。

この農地については、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。申請地は都市計画法に定める用途区域内の農地のため、宅地造成のみを目的とした農地転用も可能であります。また、宅地分譲地としては4区画の計画であり、区画当たりの面積が周辺の一般的な住宅敷地と同程度の面積ですので、原則許可ということになります。

34番、坂戸の畑1筆、91㎡、売買による所有権移転で、転用目的は雪処理場建設のためです。資料については29～31ページをご覧ください。

申請の内容ですが、屋根消雪がなく、現況の雪処理場が足りなかったため、申請地を譲り受け、雪処理場として拡張したいということでもあります。

この農地につきましては、都市計画法で定められた用途区域内にある第3種農地となります。利用計画図から計画面積は適当であり、原則許可ということになります。

35番、西泉田の田1筆、22㎡、交換による所有権移転で、転用目的は宅地の拡張です。資料については32～34ページをご覧ください。

申請の内容ですが、譲受人に既存住宅の増築計画があり、それに伴って宅地の拡張をしたいということでもあります。

この農地については、水管下水管の埋設された道路の沿道にあり、おおむね500m以内に2つ以上の公共的施設があるため、第3種農地となります。既存施設の拡張に使用するものであり、拡張に関わる部分の敷地の面積が既存の施設の面積の2分の1を超えないものであり、利用計画図から計画面積が適当であり、原則許可ということになります。

36番、五郎丸の田1筆、2,511㎡、使用貸借権の設定で、転用目的は「温泉とゆきぐに温泉マンゴーのハイブリット観光スパ施設」の建設のためです。資料については35～37ページをご覧ください。

申請の内容ですが、自社が採掘した温泉とゆきぐに温泉マンゴーを結び、観光農園としてのハイブリッド観光スパ施設を建設したいということでもあります。

この農地につきましては、農業公共投資の対象となった農地で第1種農地ではありますが、集落に接続する農地を周辺に居住する者の業務上必要な観光スパ施設に使用するものであり、利用計画図から計画面積は適当であると判断し、許可相当であると考えております。

議長

関係委員がおられます。農業委員10番西野徳光委員の除斥を求めます。

(10番西野委員退席)

18ページ 31番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。18 ページ 31 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、31 番案件については原案のとおり承認されました。西野委員の除斥を解きます。

(西野委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第 3 号議案は原案のとおり承認されました。

日程 8 第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) について

議 長

日程 8 第 4 号議案 農用地利用集積計画 (案) についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(第 4 号議案朗読)

490 番、宮の田 4 筆、7,858 m²、売買による所有権移転で、対価は m²あたり 500 円です。あっせんによる所有権移転ということで、もともと借受けていた方とのあっせんが成立したものです。申請理由は経営規模拡大のためです。

また、490 番案件は、28 ページ 517 番案件と関連がございますので、同時に説明させていただきます。

517 番、宮の田 4 筆、7,858 m²、賃借権の設定で対価は 10 a あたり 60kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

490 番の借り手の経営状況をご覧くださいますと、耕作面積が無いのですが、ご自身が役員となっている農地所有適格法人に同月の農用地利用集積計画で貸し付けると、経営面積が足りなくても農地の取得ができるという特例があります。ですので、今回個人としては経営面積が無いのですが、517 番の賃貸借の受け手はご自身が代表取締役を務めている法人であり、その法人にすぐ貸し付けるものですので、今回は所有権移転が可能であるということをご理解いただきたいと思います。

491 番、浦佐の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

492 番、市野江甲、一村尾の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

493 番、芹田の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 23,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

494 番、一村尾の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

495 番、九日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 4.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

496 番、九日町の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は総額 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

497 番、穴地新田、穴地の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 9 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

498 番、雷土新田の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 10,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

499 番、門前の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 18,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

500 番、大桑原の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

501 番、茗荷沢の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

502 番、茗荷沢の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

503 番、茗荷沢の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

504 番、黒土、黒土新田の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 27,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

505 番、君帰の田 16 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 30 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

506 番、美佐島の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

507 番、余川の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

508 番、舞台、畔地の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

509 番、畔地の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

510 番、畔地の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

511 番、畔地の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 10 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

512 番、畔地の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

513 番、畔地の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

514 番、京岡の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

515 番、京岡の田畑 3 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 10 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

516 番、山谷の田 17 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

517 番につきましては、冒頭に説明したので省略いたします。

す。

518 番、山口の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 17,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

519 番、新堀の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

520 番、下原新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 21,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

521 番、下原新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

522 番、野田、北田中、四十日の田 12 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 6.5 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

523 番、寺尾の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

524 番、栃窪の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 24,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

525 番から 529 番まで同じ借受人の方の申請になります。

525 番、片田、吉里の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 80 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

526 番、吉里の田 15 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 80kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

527 番、片田、吉里の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 80 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

528 番、吉里の田 7 筆、賃借権の設定で、同じく対価は 10 a あたり 80 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

529 番、上十日町の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 80 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

530 番、531 番、532 番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも樺野沢の田についての賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

533 番、大里、八竜新田の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

534 番、舞子の田 3 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

535 番、五郎丸の田 13 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a

あたり 72 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

536 番、万条新田の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

537 番、538 番は同じ借受人の方の案件です。

537 番、五郎丸、南田中の田 7 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

538 番、南田中の田 2 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

539 番、540 番は同じ借受人の方の案件です。

539 番、上一日市、宮野下の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

540 番、下一日市、宮野下の田 10 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

541 番、枝吉の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 75 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

542 番、三郎丸、早川、長崎の田 6 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 20,000 円です。申請理由は経営規模拡大のためです。

543 番、長崎の田 4 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 60 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

544 番、長崎の田 1 筆、賃借権の設定で、対価は 10 a あたり 90 kg です。申請理由は経営規模拡大のためです。

545 番、長崎の田 5 筆、賃借権の設定で、対価は全部で 14 俵です。申請理由は経営規模拡大のためです。

546 番から 551 番は同じ借受人の方の案件です。

いずれも大月地内の畑についての使用賃借権の設定で、申請理由は経営規模拡大のためです。

552 番から 554 番までは賃借権の再設定ですので、説明は省略させていただきたいと思います。

555 番以降は農地中間管理機構に関連した案件です。

555 番、556 番は関連案件で、555 番で所有者から農地中間管理機構に貸し付け、556 番で農地中間管理機構から借受人へ貸し付けるという内容です。小栗山の田 17 筆、賃借権の

設定で、対価は10aあたり18,000円です。

557番、558番は関連案件で、557番で所有者から農地中間管理機構に貸し付け、558番で農地中間管理機構から借受人へ貸し付けるという内容です。小栗山、片田、思川の田22筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり18,000円です。

559番、560番は関連案件で、559番で所有者から農地中間管理機構に貸し付け、558番で農地中間管理機構から借受人へ貸し付けるという内容です。竹俣新田の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり27,000円です。

561番、562番は関連案件で、561番で所有者から農地中間管理機構に貸し付け、562番で農地中間管理機構から借受人へ貸し付けるという内容です。栃窪、塩沢の田15筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり10,000円です。

563番、564番は関連案件で、563番で所有者から農地中間管理機構に貸し付け、564番で農地中間管理機構から借受人へ貸し付けるという内容です。舞子、中子新田乙の田2筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり60kgです。

565番、566番は関連案件で、565番で所有者から農地中間管理機構へ貸し付け、566番で農地中間管理機構から借受人へ貸し付けるという内容です。下一日市の田1筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり17,500円です。

567番、568番は関連案件で、567番で所有者から農地中間管理機構へ貸し付け、568番で農地中間管理機構から借受人へ貸し付けるという内容です。三郎丸の田3筆、賃借権の設定で、対価は10aあたり21,000円です。

第4号議案については以上です。

議 長

関係委員がいらっしゃいます。推進委員20番櫻井隆委員の除斥を求めます。

(推20番櫻井委員退席)

23ページ 499番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。23 ページ 499 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、499 番案件については承認されました。櫻井委員の除斥を解きます。

(櫻井委員着席)

続いて、農業委員 8 番中俣委員の除斥を求めます。

(8 番中俣委員退席)

30 ページ 522 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。30 ページ 522 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、522 番案件については原案のとおり承認されました。中俣委員の除斥を解きます。

(中俣委員着席)

続いて、推進委員 3 番飯酒盃大祐委員の除斥を求めます。

(推 3 番飯酒盃委員退席)

35 ページ 539 番、36 ページ 540 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。35 ページ 539 番、36 ページ 540 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、539 番、540 番案件については原案のとおり承認されました。飯酒盃委員の除斥を解きます。

(飯酒盃委員着席)

続いて、推進委員 12 番林幸次委員の除斥を求めます。

(推 12 番林委員退席)

45 ページ 556 番案件についてのみ質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。45 ページ 556 番案件については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、556 番案件については原案のとおり承認されました。林委員の除斥を解きます。

(林委員着席)

それでは、先に承認された案件を除く他の案件について質疑を行います。11 番宮田京子委員。

11 番宮田委員

45 ページ 567 番案件の方なのですが、私が知っている人であれば最近、5 月か 6 月の頃にお亡くなりになっている気がします。

議 長

一之谷係長。

一之谷係長

所有者の方が亡くなった場合につきましては、申請時点でご存命であれば、その後に亡くなってしまっても申請は取消しにせずにと続くということで、今回は受付・審議をさせていただきます。以上です。

議 長

よろしいでしょうか。

11 番宮田委員

はい。

議 長

他にございませんか。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。先に承認された案件を除く他の案件については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第4号議案は全て承認されました。

日程9 第5号議案 令和5年度最適化活動の点検・評価結果等について

議長

日程9 第5号議案 令和5年度最適化活動の点検・評価結果等についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。関井局長。

関井局長

(第5号議案朗読)

47ページをご覧ください。

令和5年度の農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況、その他事務の実施状況について決定いただきまして、県への報告並びに市ウェブサイトで公表することになっておりますので、よろしくお願ひいたします。

47ページ、農業委員会の状況につきましては、令和5年4月1日現在の状況を記載してあります。

48ページ、最適化活動の成果目標(1)農地の集積をご覧ください。中段に実績がありますが、令和5年度目標62.3%に対しまして、令和5年度末の集積率は61.1%となっております。目標に対する達成状況は98.2%ですので、おおむね目標どおりということになっております。

続きまして(2)遊休農地の発生防止・解消であります。49ページの上段の③実績であります。既存遊休農地の解消では、令和5年度の解消実績面積は0.37haとなっております。目標面積0.59haに対する達成状況は、63.0%であります。イの新規発生遊休農地の解消については、令和4年度に

新規発生した緑区分の遊休農地の解消面積が 0.28ha となっております。今後も引き続き、農地の見守り活動を普段から継続する必要があるとしております。

続いて、(3) 新規参入の促進であります。

50 ページをご覧ください。

上段の③実績であります。新規参入者への貸付け等について、農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積は 10.49ha となっております。こちらは農地移動適正化あっせん事業に基づき把握した農地の面積を記載しております。

目標は 50.1ha でありましたので、達成状況は 20.9% でありました。今後も関係機関と連携した上で、新規参入者の掘り起こしを進める必要があると考えております。

続いて、2 の最適化活動の活動目標の (1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標を令和 5 年度は月 7 日としておりました。こちらに実績は書いてありませんが、令和 5 年度は月 5.9 日という実績であります。

(2) 活動強化月間の設定並びに 51 ページ (3) 新規参入相談会への参加につきましては、それぞれ目標どおりの実績となっております。

51 ページ、中段の目標の達成状況の評語でありますけれども、こちらは、各目標の達成度合いが点数化されまして、点数に応じて結果が入力されるものとなっております。農業委員会全体の評価としましては、目標に対して期待どおりの結果が得られたという評価になっております。

52 ページにつきましては、令和 5 年度の許可事務の処理件数等の事務の実施状況となっております。

53～54 ページは今ほど説明した内容をまとめた表となっておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

簡単ですが、説明のほうを終わります。

議長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。第5号議案については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、第5号議案は原案のとおり承認されました。

議 長

暫時休憩といたします。

(10時5分休憩)

議 長

休憩前に引き続き、議事再開いたします。

(10時45分再開)

日程10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について

議 長

日程10 協議第1号 農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。一之谷係長。

一之谷係長

(協議第1号朗読)

56ページをご覧いただきたいと思います。

6月14日付けで南魚沼市長より農用地利用集積等促進計画案の意見聴取の依頼が来ております。

内容については、57ページをご覧ください。今回の申請は農用地利用集積等促進計画の移転、つまり、耕作者の変更です。具体的な内容ですが、ご自身が今まで個人で耕作されていた農地について、ご自身が役員を務める法人を立ち上げたということで、今回個人の耕作から法人の耕作へと変更するというものになります。

こちらの法人につきましては認定農業者ということになっておりますので、耕作者を変更する、移転をするに当たりましては、特段問題はないと考えております。

議長

以上です。

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第1号農用地利用集積等促進計画案の意見聴取については原案のとおり承認するにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第1号は原案のとおり承認されました。

日程 11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について

議長

日程 11 協議第2号 南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。農林課永山主任。

農林課
永山主任

(協議第2号朗読)

6月10日付け南魚沼市長から農業委員会宛てに農業振興地域整備計画の変更についての協議書を提出しました。

変更事項としましては農用地区域の用途変更についてであります。

60ページをご覧ください。南魚沼農業振興地域整備計画の変更理由書でございます。変更理由につきましては、露地育苗施設を開発するため用途変更が必要となったためになります。表の最下段、用途変更の表をご覧ください。計画件数は1件となります。

63 ページです。位置図になります。協議箇所は着色されている箇所になります。64 ページは変更箇所詳細図になります。今回 1 筆全てを用途変更するものになります。65 ページは地番図になります。66 ページは平面図、及び配置図になります。図面上部の農道から育苗施設を設置します。図面下部、排水路側につきましては、回転場及び作業スペースとして必要な用地となっております。67 ページは事業者の開発スケジュールになります。先ほど冒頭でご説明したとおり、10 月着工 12 月完了を予定しております。68 ページ、69 ページは土地所有者及び隣接土地所有者の同意書になります。

以上で南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議について説明を終わります。

議 長

ただいまの説明について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、質疑終わりにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、よってお諮りをいたします。協議第 2 号南魚沼農業振興地域整備計画の変更協議については原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認め、協議第 2 号については原案のとおり承認されました。

日程 12 その他

議 長

日程 12 その他についてですが、何かありますでしょうか。農業委員 13 番篠田委員。

13 番篠田委員

皆様お疲れさまです。

休憩中に開催した幹事会で決まったことについてご報告させていただきます。

第一に、管外視察研修については11月13日水曜日から11月14日木曜日にかけて、1泊2日の視察研修になります。見学するところは、茨城県のつくば市にある[]というところになります。次の日は、栃木県の[]というところの[]に視察研修に行く予定であります。

第2に、来月の総会後の暑気払いについてです。幹事会からは以上です。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、篠田委員、ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。5番関昭夫委員。

5番関委員

・農業共済の5年度の実績について
以上です。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、関委員、ありがとうございました。他に何かございますでしょうか。関井局長。

関井局長

・農業委員・農地利用最適化推進進員等の公務災害補償制度について
以上です。

議長

ただいまの報告について質疑を行います。

(質問、意見なし)

無いようですので、関井局長、ありがとうございました。
他に何かございますでしょうか。無いようでしたら本日の総
会は終了させていただきます。

(11時5分閉会)

上記、会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は真正であることを確認して、ここに署名する。

令和 6年 8月 26日

南魚沼市農業委員会会長

並木 孝夫

会議録署名委員

関 昭夫

会議録署名委員

上村 哲
